

生存権裁判を支えるしまね会ニュース NO.2

2014.8.5 生存権裁判を支えるしまねの会 松江市西津田 8-8-10

老齡加算の復活を求め自治体キャラバン

松江・安来・雲南・出雲・大田の5市を訪問、要請と懇談をしました

生存権裁判を支えるしまねの会（5/31 結成）は、結成総会で確認した、自治体キャラバンを7/25（金）と8/4（月）に光谷会長と事務局3名で行いました。

キャラバンでは5市を訪問し、老齡加算の復活を国に要望すること、生活保護基準の引き下げに反対すること（別紙）などの要請をしました。各自治体は「生活保護基準は国が定め、その実務をするのが自治体の役割」などと、国への要望には消極的でした。私たちは、憲法25条を守る自治体の基本姿勢が重要で、市長会などをつうじ国へ働きかけるよう強く要請することになりました。

また、生活保護法改悪に伴い窓口での申請をしづらくする「水際作戦」を行わないこと、窓口申請では「口頭」での申請を認めること、一方的な「就労指導」をしないことなどの要望については、前向きな回答が得られました。

キャラバンに先立って生活保護行政に関わるアンケートを行いました。相談件数や申請件数、職員体制や警察OBの配置などについても懇談で現状を把握することができました（別紙）。



9月15日（月・祝）キャラバン報告会&生活保護学習会のご案内

生存権裁判を支えるしまねの会では、自治体キャラバンの報告会&学習会を企画します。お誘い合わせの上、参加ください。

日時：2014年9月15日（敬老の日）14時～16時

場所：島根県教育会館 4階会議室（松江市母衣町）

講演：「生存権とは何か～生活保護法の権利性と生活保護制度の実情～」

弁護士 本家 泉衣（ほんけ みずえ） はまだ市民法律事務所